

# 浄化槽をご利用の皆様へ

## 浄化槽は維持管理が大切です

保守点検

清掃

法定検査

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水処理する装置ですから、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。

浄化槽管理者が行う浄化槽の維持管理は、「保守点検」・「清掃」・「法定検査」の3つです。

これらを定期的に行うことが必要です。

### 浄化槽管理者（浄化槽使用者）の3つの義務

#### 保守点検

浄化槽の機能を正常に保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、ブロワの調整等を行います。



#### 清掃

浄化槽内に生じた汚泥等の引き出しや調整、機器類の掃除・洗浄等を行います。



#### 法定検査（年に一回の水質検査）



[現場検査]

浄化槽が適正に設置され、保守点検、清掃の維持管理と浄化槽の使い方が法令に従い適切であるか、また、浄化槽からの放流水を持ち帰り放流水質（BOD等）が法令に基づく水質基準を満たしているかを判定します。



[分析室でのBOD検査]